

小規模多機能型居宅介護サービス重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護 わかくさ

〒780-8082 高知市若草南町2番25号

電 話 088-844-1011

FAX 088-844-1167



1. 事業所の概要

事業所名	小規模多機能型居宅介護 わかくさ
所在地	高知市若草南町2番25号 電 話 088-844-1011 FAX 088-844-1167
管理者	田島 由美
事業者指定番号	高知市 第3990100244号
サービス提供地域	高知市

2. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種	常 勤		非常勤	計	備 考
	専従	兼務			
管理者		1名		1名	介護職員兼務
介護支援専門員		1名		1名	介護職員兼務
看護職員	1名			1名	
介護職員	14名	2名		16名	管理者、介護支援専門員兼務

(2) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記の通り研修を行っています。

- ①採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ②事業所内研修 毎月

3. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間

サービス種類	営 業 時 間
通いサービス	午前9時00分～午後7時00分
宿泊サービス	午後7時00分～午前9時00分
訪問サービス	24時間

4. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に各サービスを組み合わせた介護を行います。

また、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

①通いサービス

小規模多機能型居宅介護計画に基づき送迎、養護、健康チェック、食事、入浴、排泄、レクリエーション、リハビリ等を行ないます。

②宿泊サービス

小規模多機能型居宅介護計画に基づき介護員等のご利用者の食事、入浴、排泄等の日常生活全般の介護を行ないます。

③訪問サービス

訪問サービスの内容は次の通りとします。

- 身体介護、食事、排泄、入浴、入院等の介護
- 家事援助、掃除、洗濯、買い物等
- 身体・家事折衷、身体介護、家事援助を合わせた業務
- 通院、外出援助、安否確認等

第三者評価の実施について

- ① 実施の有無 無

5. サービス利用料及びご利用者負担

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

サービス利用料金については通い・宿泊・訪問の全てを含んだ1ヶ月毎の包括費用となっており、介護保険からの給付サービスを利用する場合のご利用者負担金は、利用者の負担割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

①基本料金（月額）

要介護度	サービス 利用料金	自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	104,580 円	10,458 円	20,916 円	31,374 円
要介護2	153,700 円	15,370 円	30,740 円	46,110 円
要介護3	223,590 円	22,359 円	44,718 円	67,077 円
要介護4	246,770 円	24,677 円	49,354 円	74,031 円
要介護5	272,090 円	27,209 円	54,418 円	81,627 円

※ 月毎の包括料金ですので、ご利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または多かった場合も日割りでの割引、または増額はいたしません。

※ 月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登 録 日： 当事業所との利用契約を結んだ日ではなく、通い、宿泊、訪問のいずれかのサービスを利用開始した日

登録終了日： 当事業所の利用契約を終了した日

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

②加算料金

区 分			金 額	備 考
初期加算	サービス利用料金		300 円	登録した日から起算して 30 日以内の期間加算されます。また、30 日を超え病院等への入院された場合も同様となります。
	自己負担額	1 割	30 円	
		2 割	60 円	
		3 割	90 円	
認知症加算（Ⅲ）	サービス利用料金		7,600 円	日常生活に支障をきたすおそれのある症状や行動があり介護が必要とする認知症の場合、加算されます。
	自己負担額	1 割	760 円	
		2 割	1,520 円	
		3 割	2,280 円	
認知症加算（Ⅳ）	サービス利用料金		4,600 円	要介護 2 であって日常生活に注意を必要とされる認知症の場合、加算されます。
	自己負担額	1 割	460 円	
		2 割	920 円	
		3 割	1,380 円	
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	サービス利用料金		2,000 円	認知症による行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり緊急に小規模多機能型居宅介護を利用することが望ましいと医師が判断した者に対し、小規模多機能型居宅介護がサービスを提供した場合、利用開始から 7 日間を限度として加算されます。
	自己負担額	1 割	200 円	
		2 割	400 円	
		3 割	600 円	
若年性認知症 利用者受入加算	サービス利用料金		8,000 円	
	自己負担額	1 割	800 円	
		2 割	1,600 円	
		3 割	2,400 円	
訪問体制強化加算	サービス利用料金		10,000 円	
	自己負担額	1 割	1,000 円	
		2 割	2,000 円	
		3 割	3,000 円	
総合マネジメント 体制強化加算(Ⅱ)	サービス利用料金		8,000 円	心身の状況や家族等を取り巻く環境の変化に応じて、随時、介護支援専門員、看護職員、介護職員その他の関係者が共同して小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行います。また、地域における多様な活動を確保し、地域住民等との交流や、地域行事、活動等に参加することを目的としています。
	自己負担額	1 割	800 円	
		2 割	1,600 円	
		3 割	2,400 円	

科学的介護推進 体制加算	サービス利用料金		400 円	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出します。 ②必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、サービス提供にあたり①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用します。
	自己負担額	1 割	40 円	
		2 割	80 円	
		3 割	120 円	
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	サービス利用料金		3,500 円	
	自己負担額	1 割	350 円	
		2 割	700 円	
		3 割	1,050 円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）			14.6%	基本サービス費と各種加算の1月あたりの総単位数に加算率を乗じ算定します。なお、この加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

(2) その他の費用（実費）

①食事の提供に要する費用（1食あたり）

○朝食	350 円
○昼食	600 円
○夕食	400 円

②宿泊に要する費用 1泊 2,000 円

③おむつ代 実費

④日常生活費 実費

(3) 支払い方法

利用者負担金は、前月分を毎月15日までに請求しますので、月末までに下記のいずれかの方法でお支払ください。

①窓口で現金払い

②銀行振込 四国銀行 朝倉支店 普通預金 0879199

しょうきぼたきのうがたきよくかいご わか く さ
口座名 小規模多機能型居宅介護 わかくさ
せんたーちよう たしまゆみ
センター長 田島由美

③口座引き落とし 四国銀行、ゆうちょ銀行にて翌月25日に自動引き落としを行います。 手続きは事務所までお申し出ください。

※ 保険料の滞納等により、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金（10割）をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書及び領収書を後日、所轄の市町村の窓口に出しますと、負担割合に応じ払い戻しを受けることができます。

6. キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話） ０８８－８４４－１０１１ 田島まで

- （２）利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用開始日前日の午後５時３０分までにご連絡ください。

7. 当事業所の運営方針

利用される方が可能な限りその住み慣れたご自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一人ひとりの人格を尊重しながら必要な日常生活の支援を行います。そのために、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を取ると同時に、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせた最適な支援の提供に努めます。

- サービスの内容についてご利用者又は、ご家族に説明をします。
- 苦情に関する窓口を設置し、苦情があった場合には迅速かつ適正な対応を行います。
- 利用者及び家族の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- 利用者のプライバシーを守り、個人の情報は適格に管理します。
- 職員は積極的に施設内外の研修に参加し、資質の向上に努めます。

8. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人仁泉会 朝倉病院
所在地	高知市朝倉丙１６５３－１２
診療科	内科、神経内科、消化器科、循環器科、精神科、放射線科、リハビリテーション科
医療機関の名称	医療法人仁泉会 さわやかクリニック
所在地	高知市朝倉丙３５０－１
診療科	内科、外科、心療内科

9. 相談窓口、苦情対応

- （１）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 お客様相談窓口	電話番号	０８８－８４４－１０１１
	FAX番号	０８８－８４４－１１６７
	相談担当者	田島 由美
	対応時間	月曜日から金曜日 午前８時３０分～午後５時３０分まで ただし緊急等の場合は２４時間対応

- （２）公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

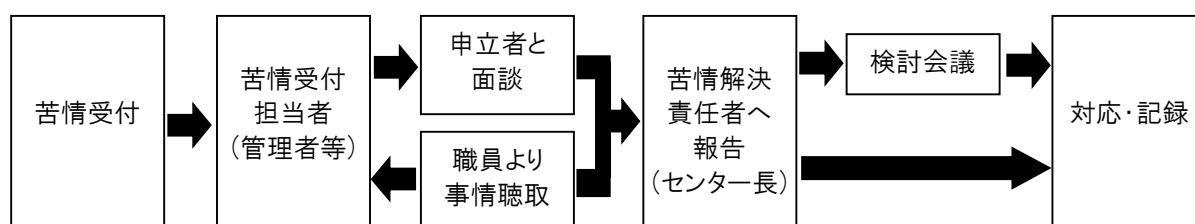
高知市相談窓口	所在地	高知市本町５丁目１－４５
	担当課	介護保険課
	電話番号	０８８－８２３－９９７２
	FAX番号	０８８－８２４－８３９０
	対応時間	月曜日から金曜日

	午前8時30分～午後5時15分
高知県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	所在地 高知市丸の内2-6-5
	電話番号 088-820-8410・8411
	FAX番号 088-820-8413
	対応時間 月曜日から金曜日 午前9時 ～ 午後4時

(3) 処理体制及び手順

- ① 苦情があった場合は、迅速に苦情受付担当者（主任または管理者）が申し立て者と連絡を取り、面談等により詳しい事情を聞くとともに、職員からも詳しい事情を聴取します。
- ② 苦情受付担当者は、苦情等の内容について必ず、苦情解決責任者（センター長）にその状況を報告します。必要があると判断した場合は、管理者及び関係職員を含めて検討会議を行います。
- ③ 検討の結果を受け、必ず翌日までに利用者に対し、事情の説明または謝罪に行く等具体的な対応を行います。
- ④ 記録を台帳等に保管し、再発防止に役立てます。

<苦情処理手順>



10. 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により利用者に対する事故が発生した場合、事業者はただちに利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、関係市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償の手続きを行います。
- (3) サービスの提供による利用者の事故が発生した場合には、関係者はその原因を解明し、事故の記録を行い、再発防止に努めるため職員会議などにより事故防止を徹底します。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果については従業者に周知徹底します。
- (3) 虐待の防止のための指針を定め運用します。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決体制を整備します。
- (7) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

13. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性 …… 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性… 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性 …… 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. ハラスメントの防止について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

ハラスメント行為等により、信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除等の措置を講じます。

15. 非常災害対策について

- (1) 事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定し、従業者に周知徹底します。

- (2) 非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (3) 災害の発生時には計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

16. 衛生管理について

- (1) サービス提供の際に使用する施設、食器その他備品、また、調理等について、感染症等防止のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じます。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を定め運用します。
- (4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (5) 感染症発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

17. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長い坂の会
代表者氏名	理事長 田辺 裕久
所在地・電話	高知市針木北1丁目14-30 電話 (088) 856-6607 FAX (088) 856-6608
業務の概要	特別養護老人ホーム やすらぎの家 拠点
	特別養護老人ホーム やすらぎの家
	特別養護老人ホーム やすらぎの家（老人短期入所事業）
	認知症高齢者グループホームほのぼのの家
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘 拠点
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘（老人短期入所事業）
	デイサービスセンター はるかぜ
	デイサービスセンター そよかぜ（認知症対応型）
	うららかキッズガーデン
	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（横浜）
	在宅介護センターわかくさ 拠点
	デイサービスセンター くつろぎの家
	デイサービスセンター わかくさの家（認知症対応型）
	小規模多機能型居宅介護 わかくさ

